

## 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和7年4月11日

全国健康保険協会富山支部

支部長 毛呂 聰史

### 1 企画競争に付する事項

令和7年度 VOD 睡眠講座業務委託

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) プライバシーマーク、ISO／IEC27001又はJISQ27001のいずれかの認証を取得している者であること。
- (9) 上記の認証を取得していない場合は、別紙3「個人情報保護に係る届出について」を当支部へ提出し、事前に当支部の了承を得ること。（提出された書類により個人情報保護に関する取扱いが今回の調達内容にそぐわないと当支部で判断した場合は競争参加を不可とする。）
- (10) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (11) その他、募集要領及び仕様書に定める条件を満たす者であること。

### 3 契約候補者の選定

提出者ごとに企画書等の内容についてプレゼンテーションを行い、富山支部の評価委員が「企画競争審査要領及び評価項目（別添4）」に基づき評価・採点し、契約候補者一者を選定する。

#### 4 企画競争募集要領及び仕様書等の交付日時及び場所

(1) 日 時 令和 7 年 4 月 11 日 (金) ~ 令和 7 年 4 月 25 日 (金)

9:00~12:00、13:00~17:00 ただし、土・日・祝日は除く。

(2) 場 所 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階 全国健康保険協会富山支部

企画総務グループ 担当：土江 電話：076-431-6156

※郵送での交付を希望する者は、案件名、送付先等（事業所名、担当者名、連絡先等）を記載し、

FAXにて交付依頼を行うこと。FAX：076-431-5274

#### 5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により FAX（別紙 1「仕様書等に係る質問書」）にて受け付ける。

(1) 送 付 先 全国健康保険協会富山支部 保健グループ 担当：森田

FAX：076-431-5274

(2) 受付期間 令和 7 年 4 月 21 日 (月) 12:00 まで

(3) 回 答 令和 7 年 4 月 22 日 (火) 12:00 までに電話又は FAX にて回答する。

#### 6 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 7 年 4 月 28 日 (月) 12:00

(2) 提 出 先 4 (2) に同じ

(3) 提出方法 持参または郵送（配達・受領状況が確認できる郵送方法）とする。

#### 7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

#### 8 その他

(1) 当該業務の履行について全部または主体的部分を一括して第三者へ請け負わせてはならない。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 全額免除

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 詳細は、「企画競争募集要領」及び「仕様書」による。

## 【参考】

### 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

#### (競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者、その他これに準ずる者※として別に定める者

※ その他これに準ずる者として別に定める者は以下のとおりです。

- 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- 次に該当する者（将来にわたっても該当しないこと）。
  - ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ・自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ・暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - ・役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
- 自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行う者
  - ・暴力的な要求行為
  - ・法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ・その他準ずる行為

#### (競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。